

業務仕様書

1. 業務名称 国有財産一般媒介契約

2. 業務目的物件 別紙のとおり

3. 業務内容

本件業務に係る受託者（以下、「受託者」という。）は、本業務を実施する場合において、一般媒介契約書記載の内容に併せてこの仕様書に基づき、正確かつ誠実に業務を処理しなければならないものとする。

4. 個人情報保護

本業務の履行期間中及び本業務の完了後においても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 6 条第 2 項、第 7 条、第 53 条及び第 54 条の適用があることに十分留意し、個人情報の適切な管理を行うこと。

5. 一般的な事項

- (1) 業務の実施にあたっては、宅地建物取引業法等の各法令規定を順守し、適正に行うこと。
- (2) 業務によって生じた事故等に係る費用については、受託者の負担とする。
- (3) 本業務に係る一般媒介契約書及び本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、その都度、当局監督職員と協議して対応すること。

6. 特記事項

- (1) 買受希望者の探索にあたり、広告や遠隔地への出張等の特別な依頼は行わない。
- (2) 本件一般媒介契約を完了あるいは解約をした場合、直ちに国に身分証明書を返還すること。
- (3) 媒介契約後、当該物件の売払いを中止する等、媒介契約を継続することが困難になった場合、国はその旨受託者に通知することをもって媒介契約を解除することができる。
なお、国は、契約解除等に伴い発生した費用については、一切負担しないものとする。
- (4) 本件業務は、媒介による買受希望者と国との国有財産売買契約に基づく代金の全額の納付（保証金方式の場合は、残代金納付）と所有権移転登記書類の提出を国が受領したことにより完了する。
- (5) 媒介による買受希望者が提出した売払申請書、その他国が必要と認める書類の提出は、物件を管轄する財務局・各財務事務所・各出張所の担当課へ行うこと。
- (6) 買受希望者と国との国有財産売買契約は、物件を管轄する財務局・各財務事務所・各出張所において締結すること。

物件番号	物件を管轄する財務局・各財務事務所・各出張所の担当課	連絡先
2	北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	電話 011-709-3106(直通)
5~30	北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	電話 011-709-2311 (内線 4478)
31~38	函館財務事務所 管財課 函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎 1階	電話 0138-47-8445(代表)
39~44	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階	電話 0166-31-4151(代表)
45~60	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階	電話 0154-32-0701(代表)
64~66	小樽出張所 管財課 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階	電話 0134-23-4103(代表)
68~72	北見出張所 管財課 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎 3階	電話 0157-24-4167(代表)

媒介業務の対象となる国有財産一覧表（令和6年度第1回）

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m ²)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
2	札幌市南区定山溪温泉東4丁目310番20	宅地	174.49	－	二種住居	60/200	2,258,000
5	室蘭市母恋南町3丁目50番18、同番24、同番25、同番28	宅地・原野	3,186.67	－	一種住居	60/200	1,700,000
6	夕張市沼ノ沢43番4、同番5	宅地	1,218.67	－	二種住居	60/200	987,000
7	岩見沢市美園2条6丁目16番1	宅地	207.08	－	一種低層	40/60	2,280,000
8	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2	宅地	452.89	－	一種低層	40/60	4,890,000
9	岩見沢市美園2条7丁目33番2	宅地	300.25	－	一種低層	40/60	3,810,000
13	苫小牧市字樽前38番7	原野	871.53	－	調整区域	60/100	880,000
15	滝川市新町1丁目43番9、同番17	宅地	365.89	－	一種住居	60/200	1,330,000
16	滝川市緑町2丁目28番10、同番11	宅地	871.53	－	二種住居	60/200	8,370,000
17	深川市2条34番1	宅地	1,424.58	－	一種住居	60/200	8,830,000
18	深川市2条34番23	宅地	512.70	－	一種住居	60/200	2,510,000
19	深川市あけぼの町2095番51	宅地	378.40	－	一種低層	40/60	282,000
20	深川市あけぼの町2122番169	宅地	1,684.70	－	一種低層	40/60	1,060,000
21	夕張郡栗山町字継立159番1	宅地	439.20	－	指定なし	指定なし	1,360,000
23	雨竜郡沼田町南1条7丁目504番30、同番31	宅地	524.98	－	指定なし	指定なし	586,000
24	白老郡白老町緑丘1丁目2番17	原野	255.22	－	一種低層	40/60	1,240,000
25	白老郡白老町緑丘1丁目2番18	原野	250.21	－	一種低層	40/60	1,210,000
26	白老郡白老町緑丘1丁目2番19	原野	365.23	－	一種低層	40/60	1,710,000
27	白老郡白老町字森野789番1	雑種地	19,760.37	－	指定なし	指定なし	2,370,000
28	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番1	雑種地	641.71	－	指定なし	60/200	1,030,000

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m ²)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
29	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番2	雑種地	1,000.87	-	指定なし	60/200	1,490,000
30	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番3	雑種地	574.69	-	指定なし	60/200	904,000
31	函館市高松町65番4	雑種地	9,571.27	-	調整区域	50/100	24,900,000
32	函館市高松町246番1	雑種地	749.32	-	調整区域	50/100	980,000
34	函館市宮前町8番11	宅地	173.17	-	準工業	60/200	5,600,000
35	函館市山の手2丁目410番18	雑種地	2,525.42	-	一種低層	50/100	45,900,000
37	茅部郡鹿部町字鹿部146番4、同番7、 同番8	宅地	1,425.24	-	指定なし	指定なし	3,140,000
38	茅部郡森町字森川町283番1、同番 36、同番37	原野	8,971.55	-	指定なし	60/200	11,100,000
39	旭川市春光台2条4丁目11番5	宅地	378.21	-	一種低層	40/60	1,940,000
40	留萌市大町2丁目9番44	宅地	746.41	-	一種住居	60/200	1,140,000
42	留萌市沖見町6丁目4番2、同番3	宅地	733.56	-	一種低層 一種中高	40/60 60/200	1,530,000
43	留萌市沖見町6丁目17番9	宅地	470.88	-	一種低層	40/60	247,000
44	名寄市東4条北3丁目22番1	宅地	416.93	-	一種低層	50/80	1,330,000
45	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4	宅地	17,002.43	-	二種中高	60/200	26,500,000
47	釧路市知人町167番4、191番	宅地・雑種地	10,139.02	-	工業専用	60/200	35,500,000
49	根室市花咲港411番1	宅地	294.73	-	準工業	60/200	796,000
50	厚岸郡浜中町浜中桜東7番1	宅地	2,380.08	-	指定なし	指定なし	3,240,000
51	川上郡標茶町旭3丁目2番2	宅地	1,792.95 建 514.48 延 514.48	木造 平屋建	二種中高	60/200	2,270,000
52	川上郡弟子屈町朝日2丁目126番14、 同番15、同番16	宅地	1,977.37	-	一種住居	60/200	3,750,000
53	川上郡弟子屈町中央1丁目117番9、 1004番	宅地	844.27	-	一種住居 商業	60/200 80/400	2,750,000
54	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番26	宅地	438.55	-	二種中高	60/200	962,000

物件 番号	所在地	登記地目	数量(m ²)	構造	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/容積率(%)	
55	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番27	宅地	572.13	－	二種中高	60/200	1,520,000
56	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番28	宅地	493.52	－	二種中高	60/200	1,120,000
57	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番31	宅地	554.00	－	二種中高	60/200	945,000
58	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番32	宅地	307.15	－	二種中高	60/200	614,000
59	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番33	宅地	355.65	－	二種中高	60/200	419,000
60	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番34	宅地	460.09	－	二種中高	60/200	411,000
64	小樽市石山町67番3、同番13、同番16	宅地	626.76	－	一種住居	60/200	778,000
65	小樽市梅ヶ枝町6番22	宅地	311.19	－	一種中高	60/200	211,000
66	小樽市真栄2丁目22番7、同番59	宅地	318.95	－	一種中高	60/200	596,000
68	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、同番572、同番585、68番15、同番16、同番17	宅地	6,785.89	－	一種住居	60/200	59,400,000
69	北見市東相内町1078番、1079番	宅地	737.18	－	一種住居	60/200	3,430,000
70	網走市大曲1丁目143番1、同番2	宅地	1,007.97	－	準工業	60/200	7,150,000
71	網走市桂町2丁目60番6、同番14、同番21、同番22	宅地	1,456.86	－	二種中高	60/200	3,360,000
72	紋別郡遠軽町寿町18番5	宅地	1,129.11	－	一種住居	60/200	5,060,000

※上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合があります。

※物件に関する詳細は、ホームページに掲載されている物件調書を御確認ください。

※この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています（記載事項は、掲載時点のものです。）。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層
 第二種低層住居専用地域・・・二種低層
 第一種中高層住居専用地域・・・一種中高
 第二種中高層住居専用地域・・・二種中高
 第一種住居地域・・・・・・・・一種住居
 第二種住居地域・・・・・・・・二種住居
 田園住居地域・・・・・・・・田園住居

準住居地域・・・・・・・・準住居
 近隣商業地域・・・・・・・・近隣商業
 商業地域・・・・・・・・商業
 準工業地域・・・・・・・・準工業
 工業地域・・・・・・・・工業
 工業専用地域・・・・・・・・工業専用
 用途地域の定めなし・・指定なし

（ただし、都市計画区域が市街化調整区域である場合は「調整区域」と記載しています。）